スタジオ貸出規約について

貸出時間　　営業日且つ営業時間内のうち、指定管理者が事前に指定する時間帯

貸出単位　　指定管理者が指定する時間帯のうち、1時間単位にて貸出を行う

貸出内容　　フィットネスセンター２階　スタジオ及び備品（照明設備、音響設備）

　　　　　　　　・持ち込み備品については、申請時に記載をし、指定管理者に許可を得ること

利用目的　　各種スポーツ、レクリエーション競技等、施設の設置目的に準じた内容であること

　　　　　　　　また、以下の内容のものについては、指定管理者の判断で禁止することができる

　　　　　　　　・施設の形状に即していない内容（球技、床面が損傷するような備品を使用する等）

　　　　　　　　・営利目的の事業（販売会、セミナー、会議、営利団体によるスポーツ教室等）

　　　　　　　　・申請時の内容に対して虚偽が認められる場合（申請者と使用者が異なる等）

団体定義　　・1団体5名以上で構成をする団体であること

　　　　　　　　・団体を代表する者がいること（団体名、代表者氏名、連絡先が提示できること）

貸出料金　　市内団体　1,000円/時間　　市外団体　2,000円/時間

　　　　　　　　（別途1名につき施設使用料が加算される）

　　　　　　　　・料金は原則返金しない

　　　　　　　　・予約確定後１週間以内に申請書の提出と共に現金にて支払うこと

・忍野村住民と忍野村住民以外の者が混合で使用する場合は、それぞれの使用者数の比率をそれぞれの使用料に乗じたものとする

予約　　　　　使用しようとする日（使用日）の１か月前から1週間前まで

　　　　　　　　・予約は窓口のみで行い、先着順とする

　　　　　　　　・村外の方は、予約開始１週間後より受付ができる

　　　　　　　　・予約は00分又は30分からの開始とする

その他　　　　・指定管理者は、予約開始１週間前までに、貸出日程を提示する

・定員は安全を考慮し、３０名以内を目安とし、内容により申請者と協議する

　　　　　　　　・貸出時間とは、準備から片付け・清掃終了までの時間とする

　　　　　　　　・利用後は、原状復帰を条件とし、万が一施設の破損等が認められた場合には、

利用団体が責任を持って原状回復を行う

　　　　　　　　・利用時の事故・怪我等については、指定管理者は最大限の対応（応急手当等）は

　　　　　　　　　行いますが、その後の責任は負いかねます。（管理者の不備等の原因を除く）

備考　　　　　条例施行規則にある団体については、１ヵ月前以前に予約をすることができる。

　　　　　　　　・公益上必要と認める団体

　　　　　　　　・公益団体が公用又は公共用として使用するとき

　　　　　　　　・教育委員会が特に必要と認めるとき　（条例施行規則　第４条より）

・減免対象団体については、予約確定後、「忍野村フィットネスセンターの設置及び

管理等に関する条例施行規則第4条第2項　様式第４号」の「減免申請書」を

提出し、指定管理者は、「減免許可書」を交付する